

武道館条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 108 号）附則第 2 項の規定により、岩手県営武道館の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 表 1 に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）
- 武道館条例の一部を改正する条例による改正後の武道館条例（昭和 61 年岩手県条例第 46 号。以下「改正後の条例」という。）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた場合にあっては、表 3 に掲げる額
- 1 により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

表 1 施設の利用料金

区 分		利用料金													区分使用 1 区 分ご とに	個人使用		
		貸切使用														普通 使用 (1 回に つき)	回数 使用 (6 回に つき)	
		土曜日及び休日						その他の日										
		入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合							
8時 から 12時 まで	12時 から 17時 まで	17時 から 21時 まで	8時 から 12時 まで	12時 から 17時 まで	17時 から 21時 まで	8時 から 12時 まで	12時 から 17時 まで	17時 から 21時 まで	8時 から 12時 まで	12時 から 17時 まで	17時 から 21時 まで							
大道場	アマチュ スポに す合	小学生 児童、 生徒及 び学生	円 3,180	円 4,980	円 6,640	円 6,360	円 9,960	円 13,270	円 2,650	円 4,150	円 5,530	円 5,300	円 8,300	円 11,060	貸切 使用 場 の 利 用 料 金 の 額 の 50 パ ー セ ン ト に 相 当 す る 額	円 110	円 550	
		一般	6,360	9,960	13,270	12,720	19,920	26,540	5,300	8,300	11,060	10,600	16,600	22,120		260	1,300	
	その他の催しに使用する場合	15,890	24,880	33,190	47,660	74,650	99,580	13,240	20,740	27,660	39,720	62,210	82,980					
柔道場 及び剣 道場	アマチュ スポに す合	小学生 児童、 生徒及 び学生	1,590	2,490	3,320	3,180	4,980	6,640	1,330	2,080	2,770	2,650	4,150	5,530	貸切 使用 場 の 利 用 料 金 の 額 の 50 パ ー セ ン ト に 相 当 す る 額	110	550	
		一般	3,180	4,980	6,640	6,360	9,960	13,270	2,650	4,150	5,530	5,300	8,300	11,060		260	1,300	
	その他の催しに使用する場合	15,890	24,880	33,190	23,830	37,330	49,790	13,240	20,740	27,660	19,860	31,110	41,490					
弓 道 場	近 的 場	アマチュ スポに す合	小学生 児童、 生徒及 び学生	1,720	2,150	3,430	3,430	4,300	6,860	1,430	1,790	2,860	2,860	3,580	5,720	貸切 使用 場 の 利 用 料 金 の 額 の 50 パ ー セ ン ト に 相 当 す る 額	110	550
			一般	3,430	4,300	6,860	6,860	8,590	13,730	2,860	3,580	5,720	5,720	7,160	11,440		260	1,300
		その他の催しに使用する場合	8,570	10,730	17,170	17,140	21,460	34,340	7,140	8,940	14,310	14,280	17,880	28,620				
	遠 的 場	アマチュ スポに す合	小学生 児童、 生徒及 び学生	860	1,080	1,720	1,720	2,150	3,430	720	900	1,430	1,430	1,790	2,860		110	550
			一般	1,720	2,150	3,430	3,430	4,300	6,870	1,430	1,790	2,860	2,860	3,580	5,720		260	1,300
		その他の催しに使用する場合	4,290	5,370	8,590	8,570	10,730	17,170	3,570	4,470	7,160	7,140	8,940	14,310				
相 撲 場	アマチュ スポに す合	小学生 児童、 生徒及 び学生	710	860	1,430	1,420	1,730	2,860	590	720	1,190	1,180	1,440	2,380	貸切 使用 場 の 利 用 料 金 の 額 の 50 パ ー セ ン ト に 相 当 す る 額	110	550	
		一般	1,420	1,730	2,860	2,830	3,460	5,710	1,180	1,440	2,380	2,360	2,880	4,760		260	1,300	
	その他の催しに使用する場合	3,560	4,300	7,150	7,130	8,590	14,300	2,970	3,580	5,960	5,940	7,160	11,920					

備考 1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日までの日並びに 1 月 2 日及び 3 日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 貸切使用の場合において、8 時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するとき、その超える時間 1 時間につき、8 時前及び 21 時後のときは 17 時から 21 時までの、8 時から 12 時までのときは 8 時から 12 時までの、12 時から 17 時までのときは 12 時から 17 時までの、17 時から 21 時までのときは 17 時から 21 時までの区分の利用料金の額の時間割計算による額を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。

- 5 生徒が、学校の管理下において行われる部活動をする目的でその他の日に大道場を貸切使用する場合における利用料金は、1時間までごとに、8時から12時までであっては660円、12時から17時までであっては830円、17時から21時までであっては1,380円とし、区分を使用する場合における利用料金は、これらの額の50パーセントに相当する額とする。

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金			
		アマチュアスポーツ に使用する場合	その他の催しに使用 する場合		
第1会議室	1時間までごとに	円 500	円 1,150		
第2会議室	1時間までごとに	200	480		
第3会議室	1時間までごとに	190	460		
第4会議室	1時間までごとに	190	460		
ステージ	1時間までごとに	220	680		
トレーニング室	生徒及び学生	1人につき	普通使用(1回につき)	150	650
			回数使用(6回につき)	750	
	一般	1人につき	普通使用(1回につき)	300	650
			回数使用(6回につき)	1,500	
放送設備(アリーナ)	1式1時間までごとに	220	520		
放送設備(その他)	1式1時間までごとに	190	460		
電光得点盤	1式1時間までごとに	260	520		
電光掲示板	1式1時間までごとに	200	400		
ピアノ	1台1時間までごとに	420	840		
机	1台5時間までごとに	30	60		
いす(1人用)	1脚5時間までごとに	20	40		
防具	1組1人1回ごとに	110			
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	60		
テニス用具	1式1時間までごとに	40	80		
ハンドボール用具	1式1時間までごとに	40	80		
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	60		
卓球用具	1式1時間までごとに	60	120		
レスリングマット	1式1時間までごとに	150	300		
テント	1張1日までごとに		円 310		
ロッカー	1回につき		100		
シャワー	1回につき		100		
電気料及び暖房料	電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額				

表3 改正後の条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに160円
----------------

備考 幼児に係る利用料金は、無料とする。